

仕 様 書

1 業 務 名

令和6年度日本遺産「絶景の宝庫 和歌の浦」魅力発信業務

2 目 的

インフルエンサーを複数人起用し、SNSを用いて広く発信することにより、日本遺産「絶景の宝庫 和歌の浦」（以下、「和歌の浦」とする。）地域における認知度向上と誘客促進を図る。

3 契約期間

契約締結日～令和7年3月31日

4 業務内容

(1) インフルエンサーの選定

インフルエンサーの選定においては、以下の条件を満たすこと。

- ①関西エリアを中心とした観光情報を発信しており、主に日本人に向けてのSNSを運営していること
- ②若い世代をメインターゲットとしながらも幅広い層からの指示を得ていること
- ③使用するSNSは「Instagram」を必須とすること（その他のSNSの併用は妨げない）
- ④2名以上を起用し、フォロワー合計数が概ね10万人以上であること
- ⑤(2)に示す内容を情報発信するうえで、適した人材であること

(2) SNSによる情報発信

<概要>

- ・投稿日 令和6年10月初旬～中旬
また、現地訪問は、1泊2日とする
- ・場 所 和歌の浦関連地域（和歌山市、海南市）でルートを構成すること（詳細は受託者決定後、和歌の浦日本遺産活用推進協議会（以下「協議会」という。）との協議により決定する）
- ・内 容 和歌の浦のストーリーをはじめ、地域ならではの体験コンテンツやグルメなど多彩な魅力をSNSで情報発信すること
- ・投稿数 フィード投稿・リール動画を計2回以上

<その他>

- ・インフルエンサーの投稿には、「PR」、「提供」などの文言を挿入し広告であることがわかるようにすること
- ・協議会が指定するハッシュタグ等をつけること
- ・インフルエンサーの投稿を協議会及びその構成団体が管理するホームページ、SNS等で紹介できるものとする
- ・協議会が実施するキャンペーン企画について投稿内で掲載すること（企画の費用等については、協議会が負担する）

(3) 実績報告

受託者は、事業の結果をとりまとめた報告書を作成提出し、協議会の検査を受けること。なお、報告書には、以下の内容を含めること。

- ①発信情報（SNSで公開したコンテンツ）
- ②定量的な効果等がわかるデータ（投稿数、エンゲージメント数等）
- ③その他業務実施にあたって制作した成果物

5 その他

- (1) 上記以外に、発生すると想定される費用については全て見積りに含めること
- (2) インフルエンサーの旅行行程や撮影スケジュール等については、受託者が管理把握し、協議会と協議しながら円滑に事業を実施すること
- (3) 本業務の進め方について、受託者は、協議会と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。また、特に必要な場合は、協議会の職員が撮影等に同行する。また、本業務での校正は2回以上行うこと
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令、各種基準によって行うこと
- (5) 受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、和歌山県個人情報保護条例を遵守しなければならない
- (6) 訪問先等への投稿許諾は原則、受託者もしくはインフルエンサーが行うこと
- (7) 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項または業務の実施に関して疑義が生じた場合は、協議会と速やかに協議し処理すること